

「ウェルビーイングで切り拓く 北陸人口戦略フォーラム（仮称）」運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「ウェルビーイングで切り拓く 北陸人口戦略フォーラム（仮称）」運営業務

(2) 業務内容

別紙「『ウェルビーイングで切り拓く 北陸人口戦略フォーラム（仮称）』運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託費の上限額

8,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記限度額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

2 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者

- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(6) 共同企業体にあつては、代表者、構成員ともに（1）から（5）に掲げる全ての項目を満たしている者であり、構成する団体間で締結した協定書を有すること又は本委託契約の締結日までに協定の締結を予定していること。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできません。

3 プロポーザル参加手続

(1) 参加申し込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式第1号）を令和8年7月21日（火）午後5時までにメールで提出してください。

参加申し込み後に参加を辞退する場合は、令和8年7月27日（月）午後5時までに辞退届（様式任意）をメールで提出してください。

(2) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を、令和8年7月15日（水）午後5時までにメールで提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）までに県ホームページに掲載します。

(3) 受け付けない質問項目

- ① 他の応募者に関する質問
- ② その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(4) その他

メールの送信後は必ず県担当者へ電話連絡をお願いします。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式第3号）
- ② 企画提案書（様式任意）
 - ・ 別添「仕様書」に示す事項に対し、別紙1「企画提案書記載項目」に示す記載事項に基づき、実現が可能な提案を項目順に漏れなく記載してください。
 - ・ 仕様書に示す事項を上回る内容を盛り込む場合は、そのアピールポイントが分かるように記載してください。
- ③ 類似案件の受託実績に関する資料（様式第4号）
 - ・ 令和3年4月1日から令和8年7月28日までににおける参加者が300人以上のイベント運営業務の契約実績を最大5件記載してください。（内容を証明する書類（業務内容、金額等を確認できる契約書及び仕様書の写しなど）を添付）
- ④ 委託業務実施体制
 - ・ 提案者（事業者）の業務概要（様式第5号）

- ・ 委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等（様式任意）
- ⑤ 見積書（様式任意）
 - ・ 本委託業務の実施に伴う全ての経費を算出し、見積書を作成してください。
 - ・ 委託期間中の本業務にかかる費用の見込み額（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出してください。限度額は、「1（4）委託費の上限額」に示すとおりとします。

⑥ その他参考となる書類

※提出いただいた書類等は返却しません。また、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

(2) 提出期限

令和8年7月28日（火）午後5時【必着】

(3) 提出方法

「10 提出・問い合わせ先」へメールで提出

※提出書類の電子データ一式を提出することとし、送信後に必ず県担当者へ電話連絡をお願いします。

5 スケジュール

令和8年7月 7日（火）	実施公告
令和8年7月15日（水）午後5時	質問書提出期限
令和8年7月21日（火）午後5時	参加申込書提出期限
令和8年7月28日（火）午後5時	企画提案書提出期限
令和8年8月 3日（月）予定	審査会による審査
令和8年8月上旬	審査結果通知
令和8年8月上旬以降	契約締結

6 審査に係る事項

(1) 審査方法

プロポーザル審査項目及び審査基準（別表）に基づき、審査会において企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、受託候補者を選定する。

(2) プロポーザル審査会

①開催日時、場所、提案説明

8月3日（月）にオンラインでの実施を予定。時間・方法等は別途通知します。

②注意事項

- ・ 審査会は非公開とします。
- ・ 受付期間内に提出した資料以外に、説明資料を追加することはできません。（分かりやすく説明するために、企画提案書の内容の範囲内でスライド（パワーポイント等）を用いることは可能です。）

(3) 審査項目及び審査基準

プロポーザル審査項目及び審査基準（別表）のとおりとします。

(4) 事業者の選定方法

- ・ プロポーザル審査項目及び審査基準（別表）により採点し、合計点（各審査員の採点の合計）が基準点（各審査員の配点の合計値の6割）を満たしており、かつ、合計点（各審査員の採点の合計）が最も高い提案者を受託候補者に選定します。
- ・ 合計点と同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を受託候補者とします。合計点及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きのうえ、受託候補者を選定します。

(5) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすと

きは当該応募者を受託候補者とします。また、基準点に満たない場合や提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託候補者の選定後、速やかに参加者に通知するとともに、県ホームページにおいて公表（選定された提案者の名称を含む。）します。審査結果の問い合わせは、一切受け付けません。また、審査結果についての異議申立ては、認めません。

7 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

受託候補者と委託契約締結の協議を行います。なお、受託候補者に本プロポーザルにおける失格事項または不正と認められる行為が判明したとき、正当な理由がなく契約を締結しないとき、または、協議が整わなかったときは、その選定を取り消し、次順位以降の者を繰り上げてその者と協議します。

(2) 提案内容の修正等

本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結するため、提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合があります。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、本業を効率的に行う上で必要と思われる業務について、委託者と協議のうえ、本業務の一部を委託することができます。

8 その他

(1) 提案は、参加申込者1社につき1案とします。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

- ・ 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しません。

(4) 委託費には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。

(5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

(7) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

9 問い合わせ・各種書類提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事政策局政策推進室人口未来課

電話：076-444-2174

メール：aseisakusuishin@pref.toyama.lg.jp

(別表)

プロポーザル審査項目及び審査基準

審査員は、以下の各項目の審査内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。なお、各審査員の採点の合計点（100点×審査員数）の6割を基準点とし、合計点が基準点を満たさない提案者は、受託候補者の選定対象としない。

番号	審査項目	審査の視点	配点	合計
1	実施方針	本業務の内容について、十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。	10点	10点
2	企画提案 実施能力	【全体企画内容】 ・仕様書に記載の内容について、全て提案されているか。 ・企画提案の内容は、妥当性や具体性がある内容となっているか。 ・セッションに係る提案について、テーマに相応しい発表者等を提案されているか。 ・交流会に係る提案について、参加者同士の交流を深められる内容となっているか。	30点	50点
		【広報】 ・広報戦略は、多数の参加が見込める効果的な内容となっているか。 ・女性や若者等に対して、興味・関心を集められる内容となっているか。	10点	
		【独自性】 ・業務の目的を達成するために有益な独自の提案がされているか。	10点	
3	業務遂行 能力	・組織体制や人員などの実施体制と管理体制が整っており、業務を円滑に実施できる体制か。 ・県内に営業所を有するといったことなども含めて、委託者と緊密に連携がとれる体制となっているか。	10点	30点
		類似業務の経験や知見が豊富であり、業務を円滑に遂行する十分な業績を有しているか。	10点	
		確実に業務遂行が可能な全体スケジュールとなっているか。	10点	
4	積算の 妥当性	提案内容を実現するための経費が漏れなく計上されており、積算根拠・委託費総額等は妥当か。	10点	10点
合 計				100点

【企画提案書記載事項】

企画提案内容	記載事項
実施方針 実施方法・実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に対する考え方や取組方針等について、本業務の目的を踏まえて、どのように実施を図るかを記載すること。 ・ 委託業務の進め方、取り組む内容（具体的な実施方法、実施スケジュール、実施内容）について、どのように実施するかを記載すること。 ・ 下記の内容を記載すること。 会場及び設営のラフレイアウト 広報物イメージ図及び広報計画 会場運営実施体制図及び人員配置計画 ・ 本業務の効果をさらに高める提案がある場合は、具体的に記載すること。
実施体制・管理体制、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を実施するための実施体制・管理体制について、自社及び外部発注分を含む関連図、職名、職員数、役割分担等を明示すること。 ・ 十分な経験や実績を有する責任者及び担当者を配置しているか明記すること。 ・ 委託業務を実施するためのスケジュールについて明示すること。
類似案件の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に類似の業務実績（令和3年4月1日から令和8年7月24日までに開催した、会場参加者300人以上のイベント運営業務の実績）がある場合は、国や地方公共団体、民間企業等を問わず明記すること。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算内訳を記載すること。